

6 諮 問 書

16 健安食第1018号
東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成16年7月29日

東京都知事 石 原 慎 太 郎

記

1 諮問事項

東京都食品安全推進計画の考え方について

2 諮問の理由

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要かつ喫緊な課題の一つとなっている。

このため、本年3月「東京都食品安全条例」（以下「条例」という。）を制定し、食品の安全確保に向けた都の基本的な方向性を示したところである。

これを踏まえ、今後、食品の安全確保に関する施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するために条例に基づく「東京都食品安全推進計画」を策定する必要がある。